

令和6年4月30日（火曜日）

○出席議員（10名）

1番	三浦克欣	議員	6番	古玉いづみ	議員
2番	合田宏	議員	8番	林真弥	議員
3番	角久子	議員	9番	笹川広美	議員
4番	池島和喜夫	議員	10番	南昭榮	議員
5番	澤良一	議員	11番	甲部昭夫	議員

○欠席議員（1名）

12番	坂井幸雄	議員
-----	------	----

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	健康保険課長	山辺浩久
教育長	林大智	土木建設課長	笹谷学
参事兼生活環境課長	田中智	農林課長	藤岡桂一
企画情報課長	岩田正	学校教育課長	清酒秀樹
会計管理者兼住民窓口課長	宮川清美	生涯学習課長	木幡嘉広
税務課長	土屋金蔵	総務課担当課長	竹林明美
長寿福祉課長	田嶋洋子	企画情報課担当課長	辻口要

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 本 貴 書 記 北 野 勝 之
議会事務局長補佐 神 保 悦 子

○議事日程（第 1 号）

令和 6 年 4 月 30 日 午後 2 時 37 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(中能登町税条例の一部を改正する条例について)

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(中能登町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する
条例の一部を改正する条例について)

承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(中能登町過疎地域における固定資産税の特例に関する条例の一
部を改正する条例について)

報告第 1 号 専決処分の報告について
(令和 5 年度中能登町一般会計補正予算)

報告第 2 号 専決処分の報告について
(令和 5 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算)

報告第 3 号 専決処分の報告について
(令和 5 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算)

報告第 4 号 専決処分の報告について
(令和 6 年度中能登町一般会計補正予算)

報告第 5 号 専決処分の報告について
(令和 6 年度中能登町下水道事業会計補正予算)

報告第 6 号 令和 5 年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 7 号 令和 5 年度中能登町一般会計事故繰越し繰越計算書について

報告第 8 号 令和 5 年度中能登町水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 9 号 令和 5 年度中能登町下水道事業会計予算繰越計算書について

議案第 1 号 損害賠償の額を定めることについて

議案第 2 号 令和 6 年度中能登町一般会計補正予算

議案第 3 号 令和 6 年度中能登町下水道事業会計補正予算

午後 2 時 37 分 開議

◎開 議

○議長（笹川広美議員） ご苦労さまです。

12 番 坂井幸雄議員から入院のため欠席届が提出されていますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は 10 名です。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより令和 6 年度中能登町議会 4 月臨時会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

地方自治法第 121 条の規定による本会議に出席する者を別紙の説明員職氏名一覧表としてお手元に配付をしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

4 月臨時会議の会議期間は、本日 1 日いたします。

また、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹川広美議員） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

4 月臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定により、6 番 古玉いづみ議員、8 番 林 真弥議員を指名いたします。

◎議案の上程

○議長（笹川広美議員） 日程第 2

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町税条例の一部を改正する条例について）

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

承認第 3 号 専決処分の承認を求めること

について（中能登町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について）

承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町過疎地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について）

報告第 1 号 専決処分の報告について（令和 5 年度中能登町一般会計補正予算）

報告第 2 号 専決処分の報告について（令和 5 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算）

報告第 3 号 専決処分の報告について（令和 5 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算）

報告第 4 号 専決処分の報告について（令和 6 年度中能登町一般会計補正予算）

報告第 5 号 専決処分の報告について（令和 6 年度中能登町下水道事業会計補正予算）

報告第 6 号 令和 5 年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 7 号 令和 5 年度中能登町一般会計事故繰越し繰越計算書について

報告第 8 号 令和 5 年度中能登町水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 9 号 令和 5 年度中能登町下水道事業会計予算繰越計算書について

議案第 1 号 損害賠償の額を定めることについて

議案第 2 号 令和 6 年度中能登町一般会計補正予算

議案第 3 号 令和 6 年度中能登町下水道事業会計補正予算

以上の承認 4 件、報告 9 件、議案 3 件を一括して議題とします。

なお、報告 9 件につきましては、報告事項であり、承認、議決を要するものではないことを申し添えておきます。

◎提案理由説明

○議長（笹川広美議員） 町長から提案理由の説明を求めます。

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 本日ここに、令和6年度中能登町議会4月随時会議の開会に当たり、議員各位には公私とも何かとご多用の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の随時会議に提案いたしました議案につきまして、説明をいたします。

初めに、承認第1号 中能登町税条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認を求めるものであります。

この条例は、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第2号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認を求めるものであります。

この条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の見直しと、低所得者の軽減措置の対象を拡大したことにより、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第3号 中能登町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認を求めるものであります。

この条例は、地方再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正及び地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴う同省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除または不均一課税に関し、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第4号 中能登町過疎地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認を求めるものであります。

この条例は、過疎地域の持続的発展の支援

に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除に関し、所要の改正を行ったものであります。

次に、報告第1号から報告第3号までの専決処分につきましては、令和6年能登半島地震における災害対応と復旧事業を含めた令和5年度事業の実績見込みにより、令和5年度中能登町一般会計補正予算及び令和5年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算並びに令和5年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算を3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第4号及び報告第5号の専決処分につきましては、震災復旧事業に必要な経費として、令和6年度中能登町一般会計補正予算及び令和6年度中能登町下水道事業会計補正予算を4月1日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第6号 令和5年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、令和5年度から翌年度に予算を繰り越すため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第7号 令和5年度中能登町一般会計事故繰越し繰越計算書につきましては、令和6年能登半島地震により令和5年度から翌年度に予算を繰り越すため、地方自治法施行令第150条第3項において準用する第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第8号 令和5年度中能登町水道事業会計予算繰越計算書、報告第9号 令和5年度中能登町下水道事業会計予算繰越計算書につきましては、令和5年度から翌年度に予算を繰り越すため、地方公営企業法第26

条第2項の規定により議会に報告するものがあります。

次に、議案第1号 損害賠償の額を定めることについてであります。

これは、能登半島地震による下水道本管の破損により、水白地内の住宅に汚水が逆流し、住宅内の1階トイレ、風呂、台所、床下に汚水があふれ、当該建物及び家財道具等が汚損したものであり、当該事故の原因が当町の公共下水道の管理瑕疵によるものと判断したため、その損害に対し賠償を行うものであります。

次に、議案第2号 令和6年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,715万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億4,925万円とするものです。

また、第2表債務負担行為補正につきましては、公共工事積算システム賃貸借契約について、令和10年度までを期間として限度額を設定し、昨年度の12月定例会議で債務負担行為の設定をした中能登町道路・公園包括管理等PFI事業については、震災復旧事業を最優先させることから削除するものであります。

補正予算の歳入では、第18款繰入金の基金繰入金で、財政調整基金繰入金として2,715万1,000円を増額するものであります。

歳出では、第2款総務費の災害対策費として163万4,000円、復興対策費として1,551万7,000円、第11款災害復旧費の農業用施設災害復旧事業費として1,000万円をそれぞれ増額するものであり、いずれも震災復旧・復興事業に要する経費であります。

次に、議案第3号 令和6年度中能登町下水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出で1,560万円を増額するもので、震災による下水道事故の損害賠償金を追加するものであります。

以上、本日提案いたしました議案につき、

その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（笹川広美議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎質 疑

○議長（笹川広美議員） これより、承認第1号から承認第4号まで、報告第1号から報告第9号まで及び議案第1号から議案第3号までについて一括して質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

これで質疑を終わります。

報告第1号から報告第9号までの報告事項については、これで終結します。

お諮りいたします。

承認第1号から承認第4号まで及び議案第1号から議案第3号までについては、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号から承認第4号まで及び議案第1号から議案第3号までについては、委員会付託を省略します。

◎討論、採決

○議長（笹川広美議員） これより、承認第1号から承認第4号まで及び議案第1号から議案第3号までについて一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。あ

りませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

次に、承認第1号から承認第4号までの専決処分の承認を求めることについてを一括して採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、承認第1号から承認第4号までは、原案のとおり承認されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第1号 損害賠償の額を定めることについて採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第2号 令和6年度中能登町一般会計補正予算について採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成

の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第3号 令和6年度中能登町下水道事業会計補正予算について採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（笹川広美議員） 以上で、本臨時会議に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和6年度中能登町議会4月臨時会議を散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時54分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 笹 川 広 美

署 名 議 員 古 玉 いづみ

署 名 議 員 林 真 弥